



いのちと健康

〒456-0006 名古屋市熱田区沢下町9-3 労働会館 本館306号

TEL 052-883-6966 FAX 052-883-6983 mail inoken-aichi@roren.net

URL <http://inochikenkouaichi.blog.fc2.com/>

過労死のない未来をつくる



愛知健康センター創立 20 周年記念の会誌(2011 年)の表紙には蓼科の雪の山を背景に過労死を考える家族の会のみなさんとその子どもたちが写っています。子どもたちは小学生です。あれから 5 年たち、中学生から高校生と成長しています。

内野博子さんの長女亜美ちゃんは現在は岡崎市の光ヶ丘女子高校二年生です。ダンス部のブロードウェイのリーダーをしています。

昨年夏、全国大会で 2 位の成績をあげました(写真・中央が亜美ちゃん)。亜美ちゃんはその中心となってダンスの振り付けなど部員の信頼を集めています。すらっとした容姿はまばゆいばかり、もう大人の気配がしました。

11 月に行われた「日本のうたごえ祭典 in 愛知」でダンスを披露。私達の目を驚かせました。子どもたちが大きくなって羽ばたく時を迎えます。この子たちに戦争も過労死もない時代をつくるために愛知健康センターは今年も頑張ります。

目次

過労死のない未来をつくる	1
新年にあたって	2
「過労死等」シンポジウムに参加して	3
「いのちと健康・過労死 110 番」	5
安城市議会傍聴記	6
全国センター総会と地方センター	7
教科書選択問題	8
諸事雑感	9
メンタル疾患の知識	10
北欧の労働安全衛生	12
職場の労働安全衛生	13
「ワタミ」支援のお礼	14
健康センターの歌	15
裁判日程	18
エッセイ	19
当面の日程	20

新年にあたって

理事長 猿田 正機

私は、ここ10年以上に亘って、暇があると書物や雑誌・新聞の整理に追われ続けている。研究室から企業研究所そして最近では自宅の書斎の整理である。やっと終える目途が立つところまで来た。最後



猿田理事長を囲んで (11月23日撮影)

になると、新聞や雑誌が多く、50年ほど前の学生時代の変色した新聞までである。一方で、教育・研究を続けながら、他方では、いったい、自分は何をなしたのか、と過去を振り返る日々でもあった。

この原稿を書こうとしていたら、何度かご一緒したことがある宮前忠夫（国際労働問題研究者）さんが担当している「世界と日本 ILO の研究調査結果」（雑誌『経済 2004-12』）が目にとまった。そこには主要国の経済的安全保障指数と順位が載っているが、1位はスウェーデンで、2位フィンランド、3位ノルウェー、4位デンマークと北欧諸国が上位を占めている。日本は18位で、アメリカは25位であった。11年も前のことであるが、その内容が、また興味深い。

「職場安全保障」の章では、日本的生産・労務管理とそれがもたらす労働強化の影響が国際的波及・否定的影響を含めて厳しく非難されている。そして、労働関係弾力化の「グローバル・シフトが職場安全保障の悪化と関連している」と分析し、日本方式がその中軸の一つになっていると指摘している。労働スケジュールの密度増大が情報テクノロジーやいわゆる「日本的経営」方式によって推進されるリーン生産—JIT、TQM、QCサークルなどが、現場での労働者の自律性と作業の個人的管理を縮小し、その結果もたらされる生産性

上昇が労働者の健康と安全の悪化という犠牲によって生み出されていると分析している。

また、「時間脅迫と『ストレス』」の項では、時間圧力および過労と関連して精神的負担が高まっている問題を取りあげ、「今や自殺が大きな健康問題と見なされている」と強調している。とりわけ日本での深刻さに触れ、「日本ではカローシ（過労死）が広がっている」。

20世紀の最後の3年間、毎年3万人以上人々が自殺し、その「自殺死の5%は『企業に関係あるもの』」と指摘した。同項ではさらに、労働者に関する深刻な事態の世界的な広がりが指摘され、また、労働強化・過労に起因する心臓麻痺や自殺が21世紀の労災の首位になる危険があると警告している。

昨年末の北ヨーロッパ学会の統一論題で2000年以降、リーンシステムがスウェーデンにも急速に広がりつつある様子が紹介され議論された。リーンシステムが世界に広がったといっても世界中の労働現場が日本のようになるわけではない。しかし、現在の日本の労使関係が続く限り、リーンシステムの本家である日本の労働・生活条件がもっとも悪くなる可能性が大きく、現にそうなってきている。日本の労働者としては何としても悪化を阻止し改善していかなければならない問題であろう。

「過労死等防止対策推進」シンポジウムに参加して

家族の会 近藤 弘子

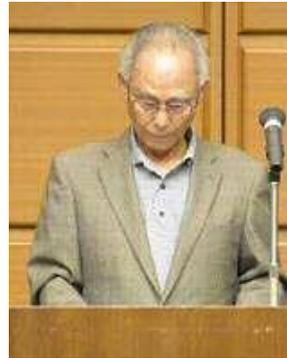
11月23日勤労感謝の日に、同シンポジウムが名古屋国際センター別棟ホールで開かれました。昨年成立した過労死防止法では、国は11月を啓発月間としてその趣旨にふさわしい事業が実施されるように努めなければならないとされています。2回目の今年大きく変わったことは、主催者が「過労死を考える家族の会」から「厚生労働省」になったことでした。参加者は前回の80名から216名でした。

基調講演は、精神科医の粥川裕平先生による「うつ病と自殺防止」でした。「うつ病は必ず治る病気です」と言われた上で、環境因子が大きい「脳と精神と身体の全身性疾患」であること。現代は頭脳労働が増え、長時間労働による睡眠不足がうつ病を増加させている。将来世界第1位になる予測だが、うつ病は自殺の最大の原因であり社会的損失も大きいと、労働と過労死・自死の関係を示し、後半は復職の目安と私たちの役割について話されました。どういう人や職場がうつ病にならないか、夫が生前、粥川先生の勉強会の話は何度かしていたことを思い出しました。過労死防止法や12月から義務化されたストレスチェックをどのように生かすかが問われています。



三輪香織さん

次に、現在裁判中の三輪香織さんと山田勇さんによる遺族の訴えがありました。三輪さんは夫を過労による致死性不整脈で亡くし、関係者は会社に都合のいいように証言



山田勇さん

を変えたりしていることを、山田さんは市バス運転手だった息子さんを職場のパワハラによる自死で亡くし、裁判所も濡れ衣の事故に目をつぶったと。渾身の訴えが心に沁みました。家族の会でも、最近若い会員や息子娘を亡くした親、自死の会員が増えているという悲しい現実があります。

後半のパネルディスカッション「過労死防止法の目指すもの」は、水野幹男弁護士のコーディネーターで進められました。

連合愛知労働相談センターの坂平氏は相談の概況を報告されました。昨年度の相談948件中、全国一斉相談ダイアルには318件が寄せられて労働者が過労死寸前の心身状態で働いている方が多い実態が伺えると。

豊川市企画部次長の原田氏は、2012年に最高裁が職員の自殺が公務災害だと認定したことを受けて実施した、パワーハラスメント対策の報告をされました。

家族の会からは、鳥居裁判の杉林さんとトヨタ内野裁判の内野さんが、愛知健康センターからは鈴木さんが、それぞれの取り組みを報告されました。

個人的な感想ですが、シンポジウム全体で過労死の原因・現状・対策が示され、「過労死防止対策推進」という目的に叶い、参加して良かったと思いました。その中で豊川市の取り組みは、最高裁判決を現場で生かした示唆に富んだ報告でした。この素晴らしい鳥居裁判の判決が生かされ、全国の教育現場で教師

の過労死がなくなることを願います。

厚労省や連合愛知など新しい繋がりもあり、過労死根絶に向けた取り組みが期待されるシンポジウムでした。準備をされた家族の会をはじめとした皆さんに感謝します。

11月26日朝日新聞「あすを探る」に「1億総勤労からの脱却を」という興味深い記事がありました。「勤労」という言葉は実は第二次大戦前後に急増し、次々と「勤労」をうたう閣議決定がされ、「勤労働員」などの用語が定着したそうです。その後の日本国憲法も労働ではなく「勤労の権利および義務」となっている。粥川先生の話と合わせて考えさせられました。



パネルディスカッション

過労死等防止対策推進シンポジウム—三重

連合三重、三重労連の代表が来賓あいさつ

事務局員 高垣 英明

9月から健康センターに事務局員として入った高垣英明です。よろしくお願いいたします。

11月14日に行われた三重県のシンポジウムに参加しました。三重労働局長の川口達三氏による開会挨拶に続いて、連合三重の吉川秀治会長、三重労連の臼井照雄議長の挨拶が行われ、甲南大学の熊沢誠名誉教授による「過労死の根源と労働者の働く姿勢」と題する基調講演が行われました。熊沢先生は過労死・過労自死の重層的な要因は何かと問い根底的な要因は日本企業の労務管理にあるとしながら、媒介要因として労働組合のあり方、等を指摘しながら社会システムの面から検討すると述べました。企業内の新自由主義的な風潮、過労死、過労自死に至るまでの働かせすぎを受容してきた労働観を顧みよう、ワークライフバランスをどこまでも重視する自立の思想こそ大切だと話をまとめました。

休憩を挟んで過労死弁護団の石坂俊雄弁護士によって今年制定された「過労死等防止

対策大綱」の説明が行われました。そのうち、三重県在住で過労死を考える家族の会の前村正雄さん、岩田真由美さんの話に会場の空気が静まりかえり、すすり泣く声も聞こえてきました。

前村さんは息子さんが亡くなってから、「必死になって自分でインターネットを使って学び、愛知健康センターの存在を知った」と愛知健康センターの名前を繰り返して出していました。健康センター25年の歴史の中で諸先輩方の活動の重みを感じました。

大綱が制定された今、過労死をなくするというバトンは現役の方々が担うべき課題。職場に今こそ労働安全衛生の活動を根付かせる重要な歴史の転換点を感じました。

参加者は78人でした。



遺族の訴え 3 人ともパワハラ事件

岐阜県労連 坂 至正

12月12日「過労死等防止対策推進シンポジウム」が、60名を超える参加で開催された。昨年の過労死等防止対策推進法制定後、岐阜で初めてシンポジウムが開催され、しかも参加者はバラエティーに富んでいた。今井雅人衆議院議員と太田維久岐阜県議会議員の挨拶（多数参加の岐阜市議会議員の紹介）、岐阜労働局の佐藤寿幸監督課長と過労死弁護団の岩井羊一弁護士の講演、過労死家族の伊藤左紀子さんと名古屋家族の会から2名の訴えという内容的にも多岐に渡り充実していた。

今回報告された過労死家族3名の方とフロア発言の岐阜市民病院の過労死事案すべ

てがパワハラによるもので、根の深さを痛感した。家族を亡くした悲しみ、そして悔しさが原点だ。「過労死ゼロ」社会を実現するために法や大綱が制定された。その中で「国、地方公共団体、事業主、労働組合、民間団体、国民」が取り組む重点対策がうたわれているが、まさに今回のシンポジウム参加者がすべて網羅されているといえる。こうした幅の広い繋がりこそ、過労死をなくし健康で充実して働くことができる社会を実現する礎になると思う。毎年11月が「過労死等防止啓発月間」となり、継続的な活動と発展が期待できるシンポジウムとなった。

勤労感謝の日に「いのちと健康・過労死110番」

愛知で29件の相談

事務局員 今枝 正昭

過労死防止のシンポジウムと同じ日になりましたが、20年も続けている勤労感謝の日の「電話相談」を開設しました。

行政にも電話相談の窓口がありますが、祝日の電話相談は格別です。この日は、NHK、CBC、東海テレビの三社の取材があり、電話相談の広報に協力していただきました。

24件の電話相談があり、一宮健康センターには5件の相談がありました。相談を通じて社会の縮図が見えてきます。一部を紹介します。

- 大学へ進学したが、奨学金が受けられず生活に困っているという母親からの相談。
- 職場で暴力的ないじめを受けている。警察に相談したが、「お前が悪い」と言われた。
- 看護師だが、突然の勤務変更の話があり、

困っている。

- 2人職場で上司のパワハラがあり、辞めたいけれど生活もあり言い出せない。
- 職場でトラブルがあり、退職した。その後も悪口を言いふらされている。
- ハローワークの紹介で非正規で3年。賞与なしが不満。賃上げと人員増提案したい。
- 仕事中指をはさまれ手術。労基署に相談。会社が手続きするでしょうと言われた。
- 20歳の息子は月に100時間の残業。労基署に電話すると、残業代払えば問題なし。
- 介護士、患者さんの入浴作業中クモ膜下出血を発症死亡
電話相談にとどまらず、来所され、労災申請等の相談を受けているケースもあります。

安城市の過労死防止の取り組み

過労死裁判原告 三輪 香織

12月4日、安城市議会で新社会党の石川翼議員の質問を傍聴しました。20年以上安城市民ですが、初めての経験です。予想以上のスムーズな流れに、話を聞きとめるのに必死でした。

質問は、安城市の過労死等防止のための対策についてただすものでした。安城市が過労死等を防ぐためにもっと啓発に努め、企業にも取り組んでもらえるようになるべきと石川議員の熱い思いを感じました。また、中学生を対象に過労死等について学習の機会を設ける話が出ました。これは私も賛成です。社会に出る前にワークライフバランスの重要性を理解し、間違った働き方をしないようになる

べきです。私は、夫が亡くなるまで過労死についての知識がほとんどなく、まして相談する場所については思いつきもしませんでした。安城市の労働相談も今年度はまだ6件しかないそうです。もっと多くの人に過重労働について関心をもってもらい、手遅れになる前に相談ができるようになってもらいたいです。

少しずつ世の中が日本の働き方の異常に気が付いて変わりつつあると感じますが、まだまだもっと改善が必要だと思います。国が動き、自治体が動き、企業、人、隅々まで改革が進むよう望みます。

議会質問の重要性～前向きな回答に期待

家族の会 内野 博子

6月議会に続き12月の安城市議会でも、石川翼議員が過労死防止対策について質問してくれると聞き、家族会のメンバーや健康センターの事務局長と駆け付けました。

国から過労死防止法の大綱が出たことで、市の回答は否定的なものとはなくなり、前より少しは前向きに感じましたのでいくつか紹介します。

- ・地方公務員で60時間以上残業してる人に対策を講じる（企画部長）
- ・住民にはWebサイトなどで見やすいように啓発を行う（産業振興部長）
- ・企業へは有給取得について、今でも商工会議所の発行するものなどでワークライフバランスについて広報している（あいちファミリーフレンド企業に安城は22社該当している）
- ・県の毎年一回の労働講座での内容で、過労死防止について働きかけたい（産業振興部長）
- ・若年者への指導は中3の社会科の公民分野

で労働災害をなくすための指導を行っている（教育部長）

- ・相談体制は、第2木曜日に予約制で相談が6件あった。賃金や労働条件など（産業振興部長）
- ・民間団体の活動については、シンポジウムの会場の手配や、パネラーとしての出席など要請の都度、内容を見て可能な限り協力したい（産業振興部長）

産業振興部の回答が多かったけれど、この部の担当であることに少し疑問を感じました。厚生労働省の厚生と労働のように、産業振興の課と別に、労働者を守る目線での仕事をする専門の課はあるのでしょうか。

それでも石川議員のように質問をしてくれることで、それに対して動きが出ることの重要性を改めて感じました。

ワークライフバランスの認識を深め、働きやすい地域になるよう期待します。

戦争法ノー！過労死ゼロを

全国センター総会

事務局長 鈴木 明男

第 18 回 働くもののいのちと健康を守る全国センターの総会が 12 月 11 日(金)東京で開かれました。

最初に福地保馬理事長より「戦争は働きがある人間らしい仕事」(ディーセントワーク)と対極の状況を生み出すと指摘。戦争法と労働法制の改悪を批判し、運動の継続と発展を呼びかけました。

運動方針は

- 過労死防止大綱に基づく共同の活動
- 政策制度要求の定期的な要請
- 後継者の育成、地方センターの確立などを進めることにしています。

討論では東京過労死を考える家族の会の代表は「防止法ができて過労死がなくなったわけではない。残業代ゼロではなく過労死ゼロ

を訴えていく」と説得力ある発言。

生協労連の代表は「義務化されたストレスチェックは個人の不利にならないように配慮が必要だ」など全体で 23 名から方針を補強する発言がありました。

愛知の宮崎脩一代議員は健康センターが支援した過労死認定の分析結果を発表。「行政が不認定とした事件を地裁や高裁で労災が認定されたら、国は控訴や上告する。労災補償法に基づき遺族を守れ」の主張に賛同の拍手が寄せられました。

役員は福地理事長をはじめ 再任 32 名、新任 4 名で新体制が確立。愛知健康センターの佐々木昭三副理事長と吉川正春事務局次長が全国センター理事に再任されました。

「地方センター交流会」で学んだこと

事務局員 宮崎 脩一

総会の翌 12 日に全労連会館で行われた地方センター交流会には 29 のセンターのうち 23 の代表 35 名が参加しました。愛知から鈴木明男と宮崎が参加しました。鈴木さんが「事務局と家族の会、弁護士との連携」と題して報告しました。各地からの印象に残る発言を紹介します。

- ① 36 協定の特別条項について、労働局に開示を求めて点検し、月 45 時間以上の超過勤務を認めている企業を批判する活動が必要です。(岩手・東京)
- ② 専門家委員会の答申には「月 45 時間以上の超過勤務は疲労が蓄積する」と書かれています。ところが、労働基準監督署は月 80 時間以上ないと、労災とは認めないような対応である。45 時間から 80 時間までの間であっても、疲労の蓄積が起こるから問題であるという取り組みが必要です。(兵庫)
- ③ 「過労死防止のための大綱」ができました

た。これを現場で生かした実践を展開することが大切です。特に夜勤の負荷を解明して見直すことが大切です。(東京)

④ 労安教室をひらいても、20 名そここの人数しか集まらない現状がある。これを克服するためには、健康センターだけでこの種の集会を企画してはいけない。実行委員会を立ち上げて、たくさんの組織の力を結集して開催することが大切です。(東京)

⑤ 来年、徳島で健康センター設立の動きがあります。(岡山)



写真左 報告をしている鈴木明男さん

育鵬社中学校社会科教科書の採択を阻止できましたが…

2015「戦争を肯定する教科書」の採択を許さない

愛知県実行委員会 三浦 明夫



あまりにも特異な育鵬社・自由社の教科書

社会科の目標を「我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を深める」こととした1998年の「中学校学習指導要領」をルーツとして、安倍政権の「愛国心」教育基本法や「教育再生」政策を追い風として編集されたのが、育鵬社と自由社の教科書です。育鵬社の執筆者には、安倍晋三の育て親といわれる対米追従外務官僚の故・岡崎久彦氏や、菅官房長官の折り紙付き「集团的自衛権合憲論者」の百地章、長尾一紘の両氏がいます。彼らは近代日本は植民地をもったことがなく、「大東亜戦争」は欧米植民地を解放する戦争だった、と歴史を偽造し、公民では連合軍が押し付けた日本国憲法は、軍隊も兵役義務も否定する世界に例のない憲法であり改正すべきだ、と主張します。育鵬社は、70年談話と戦争法の安倍首相の教科書です。藤岡信勝氏の自由社の歴史は、「南京事件」の語を抹殺し、河村名古屋市長の教科書となりました。

戦争美化・憲法敵視の教科書の採択を阻止

今年4年に1回の中学校教科書の採択替えの年でした。安倍政権による教科書検定制度と採択制度の改変の下で、近代日本の侵略戦争を美化し日本国憲法を敵視する、育鵬社の歴史・公民教科書の採択が全国的に広がりました（教科書ネット21の推定シェアは、歴史3.7%→6.6%、公民4.2%

→5.8%)が、愛知県下の9つの採択地区(上表)と全自治体では、育鵬社教科書は採択されませんでした。これは、県民・諸団体の運動の成果です。具体的には上表にみるとおり、教科書展示会場での県民の意見件数の増加に示されています。

名古屋市では2名の委員が育鵬社を支持

4年前の採択後、河村市長は市議会「自由社か育鵬社がよかった」旨を答弁し、次期採択への介入を宣言したため、本年度の採択が危惧されました。

市民の意見の内訳 *

賛否	出版社	歴史	公民
反対	育鵬社	340	8
	自由社	88	6
	育・自	428	%
賛成	育鵬社	19	2
	自由社	4	%
反対	学び舎	7	—
賛成	学び舎	49	—
その他		60	45
合計		995	507

*指導室指導主事からの筆者の聴き取りによる(%は筆者の追加)。指導主事「教科・分野や出版社等で、複数にわたるものについては、重点があかれています。方でカウント。」

教科書展示会場での意見数

採択地区	2011年	2015年
尾張東部	88	103
尾張西部	70	118
海部地区	27	168
知多	27	70
西三河	76	72
豊田・みよし	58	76
新城設楽	7	24
東三河	27	71
名古屋	361	1736
県給教育センター	24	41
合計	765	2479

2015年については、県教委担当者は「名古屋市以外は、同一会場で同一日に同一人が同一教科について何枚書いても、1件とカウントした。」

教育委員は、採択資料を4つ決定しました。
①各中学校の教科書調査研究協議会の報告書
②教科・分野の専門委員会の報告書
③教科書展示会場での市民からの意見
④「学識経験者」の歴史教科書についての意見。

8社の歴史教科書のうちで、育鵬社の評価は、①で7番目、②で5番目、③では、上表のとおり、徹底的に批判されました。育鵬社を推す根拠はどこにもありません。

ところが、採択会議では「無記名投票」で、教育委員6名中の少なくとも2名が育鵬社に投票しました。自らが決めた資料を踏みにじた委員の見識を疑います。戦争法推進勢力と同じ振る舞いです。この政治状況が続く限り、4年後は一段と危なくなります。

諸事雑感

*愛知健康センターとのかかわり

平成21年4月4日に堀裁判を支援する会の、設立準備会に出席して以来、それまで裁判とは無縁の私でしたが、親友の堀さんの無念をはらすために、素人なりに協力し弁護士や健康センターの皆様方のご尽力により、平成24年2月22日に最高裁が上告棄却し勝利が確定しました。今でも感謝の気持でいっぱいです。本当に有難う御座いました。

その後、健康センターの宮崎先生からのご依頼で、私の職業である建設関係の2つの裁判に協力させていただいています。これは堀裁判の恩返しのためです。

又、先日の健康センターの25期の総会で相談役という、身に余る大役をいただき少々戸惑っています。力不足ですが私なりに頑張りますのでよろしくお願いします。

この6年半に裁判の傍聴を十数回していますが、毎回感じる疑問が次の2点があります。

1. 裁判官等の紹介がない。
2. 裁判官等の声が小さく、傍聴席では聴き取りにくい。

これらの改善は出来ないかと毎回思います。

*高校時代の旧友と

堀裁判の署名集めで高校時代の旧友と久しぶりに会い、中には定年退職した友もいて時々会おうという話しがもち上がり、数年前より3ヶ月位に1回のペースで集まり、現在は気の置けない仲間の7名で高校時代の話、近況報告、情報交換、食事（会場は高校時代の友人のお寿司屋さん）、カラオケ等で過ごし旧交を温めている。

昨年より、せつかく集まるのなら、少しはアカデミックな時間を盛り込んだらと毎回テーマを決め、地域の史跡訪問、戦争の遺跡・慰霊碑等の見学、松尾芭蕉の句碑めぐり等を行っています。

集まると気分は高校時代に帰り、楽しい1日があっという間に過ぎてしまい、自然にリ

杉本建築設計事務所 愛知健康センター相談役 杉本 喬

フレッシュでき何か爽やかな気分で帰途につく毎回です。

『持つべきものは友』と云いますが何時までも旧友はいいものです。

*いじめについて

ナイーブで弱い子供たちが次々といじめに遭い、苦しんで自死してしまう。この現象が数十年前から続いている。これを止める事を真剣に検討してほしい。

事件が起きた後の教育委員会、学校のコメントは異口同音に「いじめはなかった」「いじめは確認していない」であり、このコメントがいじめが続く原因になっている。まるでいじめの側を保護しているように聞こえる。

私は「いじめが起きる学校はだめな学校」「いじめが起きるクラスはだめな先生」この考え方を改め「いじめはありき」で教育に臨み「いじめを発見し子供を助ける学校が良い学校」「いじめを発見し子供を助ける先生が良い先生」と即刻改めて弱い子供を守って欲しい。

学校でのいじめの側の無神経で思いやりのない子供が、そのまま成人し社会に出て、パワハラ・セクハラ・マタハラ等をする人間になりかねないのではないかと思います。だから「いじめ」は「悪いこと」と子供に徹底的に教えて欲しいと思います。



旧友と芭蕉句碑「鷹ひとつ見つけてうれし伊良糊崎」の前で

リワークプログラムとは

精神科医 古水 克明

メンタル疾患で休職を余儀なくされたが、療養の結果、症状も消え、調子もよくなり、職場復帰について考えても良いところまで回復したと、主治医から診断された。

職場復帰を前にして

…たしかに、自分でも良くなったとは思いますが、果たして仕事にもどって大丈夫だろうか？

毎日朝は家族と一緒に起きて、ご飯を食べている。

昼に、買い物に行ったり、図書館に行ったりの外出も普通にできる。

夜もよく眠れている。

家で普通に過ごす限りでは、何も困ることはない。

でも、仕事に行くとなるとどうだろう…？

集中力をもって、一日、仕事をする事ができるだろうか？

休まずに、毎日仕事に行くことを続けられるだろうか？

そして、何より、仕事に戻ることで、また調子が悪くなってしまわないだろうか？

職場のみんなは、自分が復帰することについてどう思っているだろうか。

最初に、職場に着いたとき、どんなふうにあいさつすれば良いだろうか？ そのあと、自分はどんなふう振舞えばいちばんいいだろうか？

と、こんなふうに、療養がうまくいって復帰が目の前に見えてきても、たいていは、心配の種があとからあとから湧いてくるものです。

そこで、実際に職場に復帰する前に、できるだけそんな不安要素を減らして、スムーズな復帰が出来、そして復帰後も再発しないよ



2015年6月 労安学校にて

うに予防的なスキルを身につけておく、その目的で作られたのがリワークプログラムというものです。会社によつては、主治

医による職場復帰可能の診断書が出た後で、そのまま復帰となるのではなく、リワークプログラムに参加終了することを復帰の条件としているところもあるようです。

リワークプログラム(復職支援)

現在、さまざまな組織がリワークのプログラムを提供しています。公的なものでは、例えば、名古屋市精神保健福祉センター「ここらぼ」が、「リワーク支援プログラム」を実施しています。また、NPOが提供しているもの、精神科クリニックが提供しているものなどもあります。プログラムもそれぞれの団体が特徴を打ち出しており、例えば「ここらぼ」の支援プログラムや、精神科のクリニックである、藤田メンタルケアサテライト徳重北のプログラムは、専門性を活かして認知行動療法を行っています。

リワークプログラムの実際

では、リワークプログラムとは、実際にはどのように行われるのでしょうか？

まず、プログラムの期間ですが、先に挙げた「ここらぼ」のプログラムは、およそ二ヶ

月間で終了となっています。これも、プログラムによってさまざまです。期間がきちりきまっているものもあれば、期間を厳密には決めずに、利用者の習得度合いによって決定していくところもあります。藤田メンタルケアサテライト徳重北のものは、プログラムがレベル1からレベル3までに段階が分かれており、最後のレベル3を終了するには、最短でおよそ4ヶ月程度かかるということです。

通所に関しても、週1日から始めて、日数をふやしていくところ、はじめから週2日、あるいは週3日ときまっているところ、時間も午前中のみもの、朝から夕までの一日をおこなうもの、などこれもプログラムによっていろいろです。

プログラムの内容ですが、疾患理解、アサーショントレーニング、作業療法、リラクゼーション技法の習得、認知行動療法、問題解決技法の練習、など様々なものが用意され、これらが段階を追って組み立てられています。

たとえばうつ病での休職であれば、「うつ病とはどういう病気なのか」「どういう症状があるのか」「どんなことがあると症状が悪くなるのか」ということをあらためて確認します。そして、これまでの人生の中で、どういう出来事や、どういう考え方が、状態を悪くしてきたのかを振り返ってみます。どんな工夫をしていけば、これからうまくやっていけるのかを考えていきます。それが、例えば職場で、本来主張すべきことがうまくいえず、つねに我慢し続けて調子が悪くなってしまう傾向があるのであれば、どのようにうまく主張をしていくのか、その技法を練習します。この技法の一つが、アサーションというものです。リワークプログラムでは、これまでの療養とは違って、いかに復帰した生活の中で調子を崩さずに暮らしていくかを、具体的に練習していくのです。

グループ作業で良好な人間関係を

こうしたリワークプログラムに参加することの、大きな利点は、それが「集団療法」で

あることです。リワークプログラムで行う作業の中には、一人で机に向かって行うものもありますが、もっと大きな比率で組み込まれているのが、グループで行う作業です。あるテーマについて、みんなでディスカッションをしたり、あるいはプレゼンをしたり、共同で一つの物を組み上げたり（もちろん、ぴりぴりしたムードの中で、失敗の許されないようなやりかたで行うのではありません。むしろ、その逆を練習するわけです）

こうすることで、復帰した職場の中で、同僚たち、上司たちとの人間関係をうまくとりまわし、ストレスを受け流していくことができるコツをつかんでいくのです。

また、集団で行うリワークに参加した方が、よくおっしゃるのは、「自分と同じような人がいるのがわかって、安心した、ほっとした」ということです。療養生活は孤独なものです。支えてくれる家族や、友だちがいても、病気で仕事に行けない苦しさは自分にしか分かりません。たとえ自分の身を案じて、優しい言葉をかけてくれるとしても、そうした家族の健康さが、うとましく感じられることがあるのです。ところが、リワークプログラムの場にいるのは、同じように苦しんで、同じような心配を抱えている仲間なので、初めてほっとできたというのです。

インターネットで「リワーク」と検索してみると、さまざまなプログラムが見つかりますので、関心のあるかたはぜひ一度、覗いてみることをお勧めします。



オーストリアの人権・林業・安全を考える

愛知健康センター相談役 平松 晃

シリア難民の行き着く先

9月30日から10月7日までオーストリアにいましたが、シリア難民がドイツへ向けての移動ルートになっていました。

シリア難民を最も受け入れているのはドイツで、次にスウェーデンが多いそうです。オーストリアに留まる人が少ないということはこの国の人権レベルによることが大きいと思われまます。

人口当たりの難民受け入れ数ではスウェーデンが圧倒的に多いそうです。20年前に初めてスウェーデンの労働基準監督署を訪問した時、対応してくれた労働基準監督官はルーマニアからの政治難民としてスウェーデンに来た人でした。

平成26年日本への難民申請者数は5000人で、そのうち難民認定された人はたったの11人です。一方技能実習生は毎年4～5万人日本は受け入れています。これらの人たちの多くは低賃金で働くこととなります。日本人の人権意識のレベルが低いことが分かります。

対策があるから災害は少ない

前回に引き続き今回はオーストリアの林業・安全について報告します。

オーストリアの林業労働者の労災死亡者数は木材の伐出量100万立米当たり1人、日本は2人です。ちなみにスウェーデンは10,000万立米当たり1人で二桁少ないです。

この違いの原因は何か、前々回の報告でも、わたくしなりの考えをまとめてみましたが、まず、チェーンソー作業者の服装・防護着です、日本とオーストリアはヘルメットしか法律で着用を義務付けていません。しかし、スウェーデンではヘルメット以外に耳栓、防護面、防振手袋、チェーンソーが当たっても足が切れないズボン、同じく靴、救急用具、目立つ色の作業着を法律で義務付けています。

次に資格ですが、日本でチェーンソーを取り扱う労働者にはチェーンソー取扱業務の特別教育を受けさせなければいけません。これは労働安全衛生法に決められていて16時間の講習を受けることになっています。オーストリアはというと資格は要らないことになっているとのことです。スウェーデンでは免許・技能講習となっています。

この違いがスウェーデンとオーストリア、日本の災害発生率の差となっています。安全に働くことは人権です。

第三回 大迫労災を支援する会 総会

原告 大迫 恵子

12月20日(日)津島民商会館にて第三回大迫労災支援する会が45名の出席で開催されました。

『やまぜんホームズ』で働いていた夫、正人は59才で過労自死しました。現在、労災認定裁判中です。支援する会は、会員200名となりました。

当日は、森弘典弁護士にこれまでの裁判について国側の反論書の内容と今後の取り組みについてお話しして頂きました。

事務局メンバーに、夫がどんなに過重な働き方をしていたか判るグラフを作成して頂きました。それを見ると、昼休みも十分に体を休めることができないなどが分かってきました。

今後ともみなさんのご支援を頂きながら、裁判勝利を目指して頑張りたいと思います。

次回の裁判は、1月13日(水)午後3時～名古屋地裁1103号法廷です。傍聴をよろしくお願いします。

組合のトップに聞く

誰にでもできる労安活動を

愛労連（愛知県労働組合総連合） 議長 樽松 佐一

私が旧名勤生協に入ったころは一日おき
に朝5時におきて牛乳配達、朝ご飯を食べる
とすぐに出勤してコースの品だし、積み込み
をして配達。夕方事務作業を済ませると翌日
分の積み込み。毎日九時、十時までの重労働
でした。しかし一緒に生協に入った仲間も3
年もすると二割しか残っていません。なか
には寮から「昼逃げ」する職員もいました。

米、牛乳など重いものを狭い荷台であちこ
ち動かすので腰を痛める人も少なくありませ
ん。私も二度ぎっくり腰を経験し、常に痛み
を抱えていましたので、とても切実でした。
「ガッツとパッション」では腰痛はどうにも
なりませんでした。

労働安全衛生委員会では名大病院の小野
先生に産業医になっていただき、名大保健体
育センターに協力いただいて作業分析を行い、
重量の基準や持ち上げる高さの基準などを
つくりました。この基準はその後パートが主
流となる物流センターを作る際にも活かされ
ました。「やる気」や「経験」だけでなく、科
学的な作業管理の重要性を知ることができ
ました。

うつ病自殺の多発

70年代から80年にかけて生協を支えて
きた職員の多くは情熱的な方が多かったの
ですが、あるとき私の上司の支部長から「そ
ううつ症になった。ハイになるのを押さ
える薬を飲んでいる」聞かされました。
これがはじめて「うつ病」を知った時
でした。彼はうたごえをやっている、陽
気な面がありましたが少しずつ暗くなり、
休職するようになっていきました。中間
管理職の板挟みが言われていた時代
でした。

ところが80年代後半から90年にな
ると20代、30代の職員の自殺が毎年
のようにおきてきました。なかには執行
委員になったば



愛知健康センターの総会で連帯挨拶

かりの若者や経験10年位の仲間もいて明
らかに中間管理職とは違う層でした。仲間
が突然自殺するというショックになすすべ
もありませんでした。

その頃にあいち健康センターが発足し
様々な専門家の力を借りることができま
した。定期健康診断の間診票にメンタル
項目をばらして入れ込むなどの調査もは
じめました。管理職むけの講習もはじ
め、職場での対応の問題などもみんな
で考えることができました。その後は
在職自殺者を1人に押さえることが
できています。早めに休職させたり、
復職プログラムをつくって、家族の協
力も得てスムーズに復職できるよう
にも努力しました。なかには20年間
「そううつ症」とつきあいながら定
年まで働くことができた仲間もでき
ています。

当時は生鮮の作業場では「切った張った」
のケガはしょっちゅう。カボチャ切り
で手を切ったパートさんが職員からと
怒鳴られて、自分の保険証で病院に
いくという実態もありました。安全
衛生委員会にはパート役員も参加し、
職場巡視活動は細かなところも見
れるようになってきました。

労安活動のいいところは働きやすい
仕事にしたいと思ったことを、みんな
で実践できるところにあります。

ワタミ過労死、ご支援の御礼

森 豪
森 祐子

みなさま、12月8日にワタミと和解しました。この日までの、みなさまのご支援に厚く御礼申し上げます。和解の内容は、ワタミや渡邊美樹氏等の法的責任とその謝罪、および懲罰的慰謝料を含んだ損害賠償を求めた提訴の意図を満たすものとなりました。これも、長きに渡ってご支援いただいたみなさまのお蔭とっております。

まことにありがとうございました。

提訴以来、弁護団には、改めて事実関係の確認や証拠資料固めに取り組み、全面否定する被告らの虚偽に満ちた主張の一つ一つに対し、丁寧に忍耐強く反論していただくとともに、東部労組には、労働現場を見続けた経験に裏づけされた、貴重なアドバイスをいただいて口頭弁論を有利に進めることができました。ワタミへの是正勧告などの証拠資料が手に入り、相手方の反論も乏しくなって、最後の詰めとしての証人喚問に臨もうとした矢先に、裁判長より和解勧告が出されました。提訴以来、どこまでも裁判を貫き、法的責任を追及する覚悟でいましたので、提訴以前に体験した民事調停の主旨である「金を払うが、責任問題は灰色決着」を思い出して嫌な思いになりましたが、法的責任を認めるのが和解交渉の出発点という姿勢を確認し、和解案、和解条項を作成して、決裂したら当初の予定通り裁判続行の覚悟の上に、本当に反省しているのならその証として受け入れるべきだと、判決以上の決着を求めて交渉しましたところ、他の従業員の未払い残業代を時効を越えて支払うこと

を含め、私どもの要求をほぼ全面的に承諾するという回答を得ることができました。「全面勝利、懲罰的慰謝料の意図を満たした画期的な成果」となりました。

ただ、私どもが懸念しましたのは、「免罪符を得た、過去は帳消しだ」とばかりに、和解条項の約束を果たさないままの経営をワタミが展開し、それに沿った報道をマスコミがすることでした。しかし和解記者会見後の主要新聞の社説を見ますと、「ブラック根絶の一步に」(朝日)、「過重労働を改める機会に」(日経)、「経営者の責任は重い」(中日)と書き、「従業員の心身をむしばむような働かせ方は社会が許さない。過酷な労働を放置せず、働く環境を改善する責任が組織の管理者やトップにはある。そのことを他企業も自覚する機会としたい」(日経)と他企業への警告を発しており、過労死の取り組みに少しでも貢献したいという私たちの思いの一端が果たされたように思いました。

今回の結果を生み出した原動力は、娘の死の原因究明、労働環境の実態把握への強い思いであったように思います。それが、時に激しい怒りとなって度重なるワタミのプレッシャーを跳ね返し、真相究明に向かって事態を進展させたように思います。

最後に、みなさまのなかには、私どもよりも厳しい状況の下で闘っておられる方々も多いと思います。みなさまのご健闘を祈るとともに重ねて御礼申し上げます。

愛知健康センターの歌と寸劇について

愛知健康センターが 25 周年を迎えるに当たってこの間の運動を顧みながら新しい取り組みを進めたい。そのためには文化的に訴えることも必要だという思いがあって「歌」と「寸劇」を事務局会議で提案をし、募集させて頂きました。

「歌」には多くの詞が寄せられました。詞の心を汲んで清水則雄さんの「思い つながれ」や杉林和子さんの詞に菅ヶ谷巖さんの「明日へ いのち輝け」ができあがりました。「いつも げんきに」は「2015 日本のうたごえ祭典 in 愛知」のオリジナルソング集に選ばれました。

第 25 期 の総会には第一部の行事として 3 つの歌と朗読劇が名古屋青年合唱団の皆さんをはじめ多くの方々の協力を得て公演することができました。

「いつも げんきに」は私が作りました。単調な 3 拍子で、ほろ酔い気分で唄うといいかも知れません。

一番は軽快にララ・ランランの擬音で始まり、仕事に向かう朝の気持を唄います。二番は職場でのホットタイムなお昼休みと、快適な職場を唄います。仲間とだけではなく、みんなと力を合わせてトコ・トントンと仕事をします。三番は日没とともに仕事を終えてルンルン気分で帰宅です。家族とテーブル囲んで晩酌呑んで、「いい夢」見るために眠ります。そんな普通の生活を歌にしました。終章は愛知健康センターの宣伝とボンボンが平凡の凡凡です。

「思い つながれ」は「ぞうれしやがやってきた」の作詞家 清水則雄さんが曲を作ってギターのエレキをしてくれました。歌詞は健康センターに集まった詩を基にみんなの思いを一つに重ね、支え合って明日を見つめて、この道を一緒に歩こう。と呼びかけてくれます。

「明日へ いのち輝け」は鳥居裁判で大活躍した豊橋市の杉林和子さんの詩に静岡県焼津市の作曲家、菅ヶ谷巖さんの作品です。唄いやすいメロディーです。この歌を歌唱指導して頂いた、浜島康弘さんは「全国の働くもののいのちと健康を守るセンター」の歌にするといいと講評(好評)。提言して下さいました。

寸劇については劇団名芸の代表でシナリオライターでもあった栗木英章さんが健康センターの意見を何度も聞きながら台本を書き上げて頂きました。読み合わせの練習会(8/7)にも参加して頂きました。当日は約束の時間通りに来局して頂き、「台本は 100 遍読み返し、役者になりきることが大切だ」とセリフを読むのではなく声を張り上げて「語る」、その満身込めて情熱を伝えて頂きました。しかし、容態が急変(8/16)帰らぬ人となってしまいました。予期せぬ時を迎え非常に残念です。謹んでお悔やみ申し上げます。ありがとうございました。

文 鈴木 明男

いつもげんきに

(愛知健康センターの歌)

作詞・作曲／鈴木明男

ラ ト ラ コ ル
 ラン トン
 ラン トン
 ラ ト ラ コ ル
 ラン トン
 ラン トン
 ラ ト ラ コ ル
 ラン トン
 ラン トン
 ラン トン

あ さ ひ に む か あ っ て セ の び を す れ ば
 お ひ る の や す み ー に セ ボ ー ル を す う て ば
 あ ー か い ゆ う ひ ー と い え じ に つ け ば

こ こ ろ も は ー れ て て い い き ぶ ん
 き ぶ ん は か い て き い い し ゃ く ば
 テ ー ブ ル か こ ん で わ ら しい こ え

し ご と に む ー か ー う い き ご み は
 み ん な と か ー た ー り わ を つ く る
 ほ ろ よ い き ぶ ん で ゆ め を み る

じ ま ん の こ の う で み が き ま す
 ち か ら の こ あ わ せ し ま ご と あ し た
 ぶ つ う の く ー ら

1.2.3.

ル ル ルン ルン ル ル ルン ルン ル ル ルン ルン ルン ルン

あ い ち け ん こ う セ ン タ ー で す ポ ン ポ ン

いつも げんきに

一 ララランラン ララランラン
 ララランラン ラン

朝日に向って背伸びをすれば
 心も晴れていい気分
 仕事に向かう意気込みは
 自慢のこの腕磨きます

二 トコトントン トコトントン
 トコトントン トン

お昼の休みにボールを打てば
 気分は快適いい職場
 みんなと語り輪を作る
 力を合わせて仕事する

三 ルルルンルン ルルルンルン
 ルルルンルン ルン

紅い夕日と家路につけば
 テーブル囲んで笑い声
 ほろ酔い気分で夢を見る
 普通の暮らしまた明日

ルルルンルン ルルルンルン
 ルルルンルン ルン
 愛知健康センターです ポンポン

明日へ いのち輝け

作詞 杉林 和子
作曲 菅ヶ谷 巖

1 一人ひとりの 思いが繋がれば
大きな力となつて 動きだす
一人のつぶやきは みんなのつぶやき
一人では叶わぬ ことも声にだそうよ
あなたの痛みは みんなの痛み
粘り強く 前を向いて
働くもののいのち輝け

2 ひとりふたりと 仲間が増えてゆき
明日への夢が 膨らむように
ひとりの喜びは みんなの喜び
ひとりでは描けぬ 夢もみんなの夢に
あなたに繋がる 優しい絆
明日をみつめ 前を向いて
働くもののいのち輝け

3 ひとりの願いは みんなの願い
願いよ拡がれ もっと拡がれ
どんなにつらい 毎日だって
励まして生きて 行こうよ
あなたの思いを みんなで育て
住みよい国を 切り開こうよ
働くもののいのち輝け

思い つながれ

作詞・作曲 清水 則雄

1 踏みしめた この小さな足跡が
あなたの歩く 導しるべになれば
私も迷わず 明日を見つめて
この道を歩こう
あなたがささえる私
私がささえるあなた
思いよつながら拡がれ
あなたの胸にとどけ

2 今ともし この小さな灯火が
あなたの歩く道を照らせば
私も胸に あかりを灯して
寄り添って 歩こう
あなたがささえる私
私がささえるあなた
思いよつながら拡がれ
あなたの胸にとどけ

3 ひとりでは 変えられない明日なら
みんなの思い ひとつに重ね
明日を動かす 力にかえて
届けたい あなたに
あなたがささえる仲間

仲間がささえるあなた
※思いよつながら拡がれ
あなたの胸にとどけ

※繰り返し



裁判の進行状況と、支援する会の活動をお知らせします。

公正で道理ある判決を求めます。多くの市民が注目しています。

あなたも署名にご協力ください。また傍聴に参加してください。

争議名	加野青果社員パワハラ自死損害賠償請求裁判	トヨタ過労自死労災認定裁判
概要	労災は認定。上司、先輩女性からパワハラ、いじめを受け自死。謝罪を求め提訴。	設計技師がパワハラ・過密労働で死亡
日程(月日・時間)	1月8日(金) 13時10分	1月13日(水) 13時30分
件名	□頭弁論	□頭弁論
場所	名古屋地裁 1102法廷	名古屋地裁 1103号法廷
争議名	やまぜんホームズ 大迫裁判	デンソー 高比良裁判
概要	過労とパワハラで自死。労災認定を求めて提訴	労災認定された元期間中の損害賠償請求裁判。デンソーは労災認定否定。
日程(月日・時間)	1月13日(水) 15時00分	1月19日(火) 午前10時
件名	□頭弁論	結審
場所	名古屋地裁 1103号法廷	名古屋地裁
争議名	市バス山田裁判	豊通損害賠償請求裁判
概要	公務災害認定を求めて地裁に提訴するも不当判決。名古屋高裁へ控訴。	過労によりうつが悪化、無理な転勤命令により自死
日程(月日・時間)	1月19日(火) 11時20分	1月20日(水) 11時00分
件名	□頭弁論	弁論準備
場所	名古屋高裁 1002号法廷	名古屋地裁 2階201号法廷
争議名	寺井土木 関岡裁判	岐阜市 伊藤裁判
概要	工務部長、受注工事の施工を統括管理、自らも「砂川」の工事担当、再三の契約変更で困難な業務に。資材置き場で自死	公園整備室長、業務をめぐって上司のパワハラ市庁舎屋上から自死
日程(月日・時間)	2月3日(水) 13時30分	2月8日(月) 11時00分
件名	争点整理	□頭弁論
場所	名古屋地裁 2階201号法廷	岐阜地裁 3階
争議名	岡崎商業高 風岡裁判	T・S・C三輪労災認定裁判
概要	長時間労働により過労死	過労による虚血性心疾患の労災認定請求訴訟
日程(月日・時間)	2月15日(月) 16時30分	3月16日(水) 13時10分
件名	□頭弁論	判決
場所	名古屋地裁 11階	名古屋地裁1103号法廷



私のストレス解消法

愛労連事務局長 知崎 広二

私は、お笑いが好きだ。笑点、ケータイ大喜利、IPOON グランプリ、エンタの神様、爆笑レッドカーペットなど、時たま落語も見たりする。芸人では、アンジャッシュ、東京 03、サンドウィッチマン、ノンスタイル、ナイツが好きだ。言葉の言い方や解釈の違いをおもしろくしたり、日常の何気ないことを大げさに表現したりすることだ。どついたり、人格を傷つけたりする笑いは笑えない。集会や会議で、東京・大阪に行くときは、必ず、吉本の劇場や浅草の演芸場の公演日程とにらめっこして、行事の合間をぬって駆けつけたりする。

もう一つは、野球をすることです。中学生から高校野球で硬式もやったけど1回戦負けの高校だったが、いざという時のために、校歌だけは大声で歌っていた。野球に打ち込んだのは就職してからだ。新規で職場に配属されて、高校で硬式をやっていただけで、すごいと言われてピッチャーをよくやった。投球術は、「直球、ストレート、まっすぐ」を投げ分けて、よく打たれたものだった。どこのポジションもこなしていたので、重宝がられた。しかし、最近は、活動のためにやる機会がなくなった。

そういえば、12月から「ストレスチェック制度」の義務化が始まった。労働者の心理的な負担の程度を把握するため、医師、保健師等による検査（ストレスチェック）の実施を事業者に義務付けたのだ。私のストレスは……。メタボの腹が気になりだしている今日この頃です。（単純です。飲み過ぎに注意しましょう！）



1月・2月の日程

月 日	事 項	時間・場所
1月07日(木)	事務局会議	10:00 事務所
1月08日(金)	加野青果社員パワハラ自死損害賠償請求裁判	13:30 名古屋地裁1102号法廷
1月12日(火)	市バス山田裁判を支援する会事務局会議	15:00 事務所
1月13日(水)	トヨタ自動車社員過労自死労災認定裁判	13:30 名古屋地裁1103号法廷
	(株)やまぜんホームズ労災認定大迫裁判	15:00 名古屋地裁1103号法廷
1月14日(木)	新春の集い(原告・弁護士・救援会)	18:00 労働会館東館2階ホール
1月15日(金)	愛知健康センター理事会	18:30 労働会館本館会議室
1月16日(土)	過労死防止法幹事会	東京
	全国過労死家族の会会議	東京
1月17日(日)	劇団名芸栗木英章さんを偲ぶ会	14:00 東別院会館
1月18日(月)	事務局会議	10:00 事務所
1月19日(火)	高比良裁判	10:00 名古屋地裁
	市バス・山田公務災害認定裁判(控訴審)	11:20 名古屋高裁1002号法廷
1月20日(水)	豊通損害賠償請求裁判	15:00 名古屋地裁201号法廷
1月21日(木)	三井金属神岡じん肺訴訟判決	14:00 名古屋高裁
1月23日(土)	全国過労死を考える家族の会ニュース印刷・発送	10:00 事務所
1月24日(日)	ユニオン学校	15:00 全港湾会館
2月01日(月)	事務局会議	10:00 事務所
2月03日(水)	全国センター理事会	東京
	寺井土木関岡労災認定裁判	13:30 名古屋地裁201号法廷
2月07日(日)	名古屋過労死を考える家族の会総会	10:00 労働会館3階会議室
2月08日(月)	全港湾吉田裁判	10:00 名古屋地裁
	岐阜伊藤裁判	11:00 岐阜地裁
	判例研究会	18:00 水野法律事務所
2月11日(木)	トヨタ総行動	終日 豊田市山之手公園
2月15日(月)	事務局会議	10:00 事務所
	風岡裁判	16:30 名古屋地裁
2月27日(土)	ユニオン学校	15:00 全港湾会館
2月29日(月)	事務局会議	10:00 事務所
3月14日(月)	事務局会議	10:00 事務所
3月16日(水)	テーエスシー・三輪労災認定裁判 判決	13:10 名古屋地裁

